令和5年8月25日
独立行政法人自動車技術総合機構

審査事務規程の一部改正について（第51次改正）

１．改正概要

（１）自動車の検査等関係

① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正

○ 歩行者保護に係る協定規則へARHSS(Adjustable Ride Height Suspension System)を備えた自動車に対する基準及び試験方法が追加されたことに伴い、審査方法等を規定します。[7-33]

○ 乗車定員10人の乗用車に適用する運転者の視野に係る基準を変更します。[6-41、7-41、8-41]

○ 乗車定員10人未満の乗用車及び車両総重量3.5t以下の貨物車には、運転者からの死角となる当該自動車の直前及び側面に近接する歩行者や障害物を確認できるよう、ミラー、カメラ又は検知装置を備えなければならないものとして、審査方法等を規定します。[7-107、8-107]

② OBD検査に係る取扱い等の新設

OBD検査（※）の対象となる自動車及び審査方法等を規定します。[4-10、9-15等]

※目視により判断できない電子制御装置の故障等に対応するため、検査用スキャンツールを用いて車載式故障診断装置の診断結果を読み出し、特定の情報等の記録状況を検査すること。

③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（２）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

２．関係する省令等

・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令(令和5年6月5日国土交通省令第45号)

・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（令和2年8月5日国土交通省告示第788号、令和5年6月5日国土交通省告示第572号）

・道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和2年8月5日国土交通省告示第788号、令和5年1月4日国土交通省告示第1号、令和5年6月5日国土交通省告示第572号）

３．施行日

令和5年9月1日

令和 5 年 9 月 22 日
独立行政法人自動車技術総合機構

審査事務規程の一部改正について（第 52 次改正）

１．改正概要

（１）自動車の検査等関係

① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正

○ 自動車の長さ、幅及び高さを測定する際にその対象から除外する項目として、前面及び後面の周辺監視装置を追加します。

○ 自動車の外側に突出する周辺監視装置について、突出量の測定方法を規定します。

（２）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

２．関係する省令等

・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和 5 年 9 月 22 日国土交通省令第 714 号）

・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（令和 5 年 9 月 22 日国土交通省告示第 969 号）

・道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和 5 年 9 月 22 日国土交通省告示第 969 号）

３．施行日

令和 5 年 9 月 22 日

令和 5 年 11 月 30 日
独立行政法人自動車技術総合機構

審査事務規程の一部改正について（第 54 次改正）

１．改正概要

（１）自動車の検査等関係

① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正

○ 空気入りゴムタイヤに係る協定規則へ摩耗状態でのウエット路面上の摩擦力に係る基準が追加されたことに伴い、審査方法等を規定します。[6-11]

○ 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）体系下で行われる容器検査等（容器検査、容器再検査、附属品検査及び附属品再検査をいう。）と同等の安全性の担保が可能となる技術基準等が規定されたことに伴い、審査方法等を規定します。[4-25、6-25、7-25、8-25、様式 16]

○ 二輪自動車へ後面衝突警告表示灯を備えることができることに伴う改正を行います。[7-95、8-95]

○ 細目告示別添 129「後方視界看視装置の技術基準」及び細目告示別添 130「後方視界看視装置取付装置等の技術基準」が規定されたことに伴い、当該装置の審査方法等を規定します。[6-108、7-108、8-108、別添 2]

② その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（２）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

２．関係する省令等

・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和 5 年 9 月 22 日国土交通省令第 74 号）

・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 5 年 9 月 22 日国土交通省告示第 969 号、令和 5 年 10 月 20 日国土交通省告示第 1048 号）

３．施行日

令和 5 年 12 月 21 日

令和 6 年 3 月 28 日
独立行政法人自動車技術総合機構

審査事務規程の一部改正について（第 56 次改正）

１．改正概要

（１）自動車の検査等関係

① 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正

○ ガソリン又はLPGを燃料とする特殊自動車であって定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えるものの排出ガス試験サイクルとして、過渡試験サイクル（LSI-NRTC）及び定常試験サイクル（7M-RMC）に係る基準が追加され、排出ガス規制値が強化されたことに伴い、審査方法等を規定します。[7-58、9-6]

○ ガソリン又はLPGを燃料とする特殊自動車であって定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えるものについて、ブローバイ・ガス還元装置（原動機の燃焼室からクランクケースに漏れるガスを還元させる装置をいう。）の備え付けが規定されたことに伴い、審査方法等を規定します。[7-60、8-60]

○ 自動車には、車両後退通報装置を備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-105 の 2、7-105 の 2、8-105 の 2]

② 新車の指定自動車等について、第 7 章の規定によらず第 6 章の規定のみで審査ができるよう構成を見直します。[6-14、6-35、6-37、6-38、6-41、6-99、6-100、6-106、6-107、6-109、6-110、6-114、6-115]

③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（２）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

２．関係する省令等

・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和 5 年 1 月 4 日国土交通省令第 1 号）

・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 2 年 12 月 25 日国土交通省告示第 1577 号、令和 5 年 1 月 4 日国土交通省告示第 1 号、令和 6 年 1 月 5 日国土交通省告示第 2 号）

３．施行日

令和 6 年 4 月 1 日

令和 6 年 6 月 27 日

独立行政法人自動車技術総合機構

審査事務規程の一部改正について（第 57 次改正）

１．改正概要

（１）自動車の検査等関係

① 電動パーキングブレーキ搭載車が増加していることに伴い、ブレーキテスタを用いた制動装置検査（駐車ブレーキ計測）について、ブレーキテスタのローラ上で駐車ブレーキを備える車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、その状態で必要な制動力の総和を有しているものとみなすこととします。

[9-3]

② 平成 10 年 9 月 1 日以降に製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 35㎞/h 未満の大型特殊自動車、最高速度 20㎞/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）については、ヘッドライトテスタを用いた前照灯検査においてロービームを計測し、夜間に前方 40m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有することや照射光線が他の交通を妨げないことを検査しているところですが、カットオフラインが確認できない自動車などに対応するための計測方法を変更し、対象車及び判定エリアを追加します。また、規定全体の構成を見直します。

[9-8]

（２）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

２．関係する省令等

今回は該当なし

３．施行日

令和 6 年 8 月 1 日

カットオフラインが確認できない自動車などのロービーム計測について

平成10年9月1日以降に製作された自動車※1については、ヘッドライトテスタを用いた前照灯検査においてロービームを計測しているところですが、カットオフラインが確認できない自動車などに対応するために、令和6年8月1日から、最高光度点の位置によるロービーム計測方法を見直します。

※1：二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除きます。

最高光度点の位置によるロービーム計測方法

1. 対象となる自動車

- カットオフラインが確認できないすれ違い用前照灯（レンズの表面にくもりがないものに限る。）を備える自動車
- 指定自動車等以外の自動車　（注）指定自動車等以外の自動車は「エルボー点の位置による計測」又は「最高光度点の位置による計測」のいずれかでロービームを計測します。

2. 計測値の判定

- 最高光度点の位置　　：次のいずれかの範囲内にあること
- 最高光度点における光度：1灯につき6,400cd以上であること

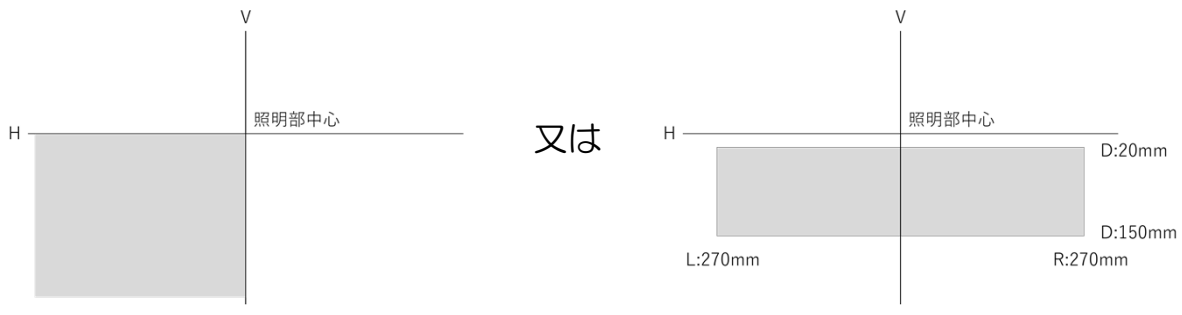

※照明部中心高さ1m超えの場合は、
20mmを70mmに、150mmを200mmに読み替える。

ヘッドライトテスタを用いた前照灯検査（ロービーム計測）の全国移行期限を延期します

平成10年9月1日以降に製作された自動車（二輪車、側車付二輪車、大型特殊自動車及びトレーラを除く）のヘッドライトの検査は、令和6年8月1日以降、全車ロービーム計測に移行する予定でしたが、周知期間中にいただいた様々なご意見を踏まえ、全国的に移行する期限を「令和8年8月1日」に延期します。

過渡期においては、円滑な移行に向けた取り組みを実施し、準備・調整が整い次第、地域ごとに全車ロービーム計測に移行してまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

【ロービーム検査の必要性について】

夜間走行しているとき、対向車やバックミラーに映るヘッドライトがまぶしく感じることはありませんか？また、暗くて不安を感じることはありませんか？

ヘッドライトの照射光線は走行時の振動等によりズレていくものですので、適切に点検・整備・調整をして性能を維持し続けないと、その照射光線が他の交通を妨げてしまったり、自己の運転に支障をきたすことになります。

このため、車検制度において定期的に検査することとしています。

対向車のまぶしいヘッドライト

バックミラーに映るまぶしいヘッドライト

※ 裏面もご確認ください。

国土交通省　独立行政法人 自動車技術総合機構 NALTEC National Agency for Automobile and Land Transport Technology　軽自動車検査協会 Light Motor Vehicle Inspection Organization

ロービームの光度及び向きの

適切な整備・調整のお願い

自動車のヘッドライトは樹脂製が主流です。ロービーム計測で基準不適合となる自動車は、①レンズ面のくもり②内部リフレクタの劣化③前照灯ユニットと相性の悪いバルブに交換した等により、光度が不足した状態や配光が崩れた状態のまま受検しているものがほとんどです。

ロービーム計測対象車については、ロービームの光度及び向きが基準に適合するよう、適切な整備・調整をお願いします。

◎レベリング装置の位置を標準状態に戻してから調整開始！
◎照射光線は合格エリアの端部ではなく中央に合わせる！

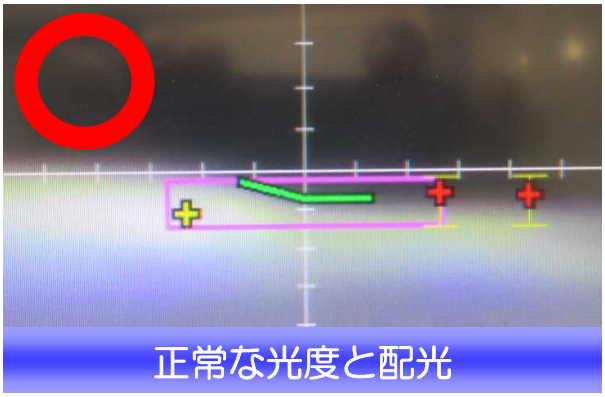

正常な光度と配光

光度不足かつ崩れた配光

これらは適切な整備・調整が必要です！

整備・調整には費用がかかります。料金は自動車整備工場等にご確認ください。

レンズ面のくもり

内部リフレクタの劣化

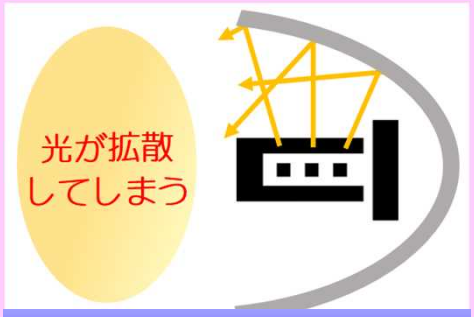

相性の悪いバルブに交換

国土交通省　NALTEC 独立行政法人 自動車技術総合機構 National Agency for Automobile and Land Transport Technology　軽自動車検査協会 Light Motor Vehicle Inspection Organization

OBD検査の概要

独立行政法人自動車技術総合機構
四国検査部

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

1. OBD検査とは

Point **自動車の検査に電子制御装置の検査を導入する**

OBD検査とは、従来の自動車の検査では発見できなかった電子制御装置の故障に対応する電子的な検査です。現在の自動車の検査では検出できない不具合をシステムを利用して検査することができます。

車両に搭載された電子制御装置の状態を監視して故障を記録するOBD（車載式故障診断装置）とスキャンツールを接続することで、車両に記録されたDTC（故障コード）を読み取り合否判定を行います。

OBD検査の対象となる車両は、国産車は令和3年10月1日以降の新型車、輸入車は令和4年10月1日以降の新型車です。 ※ただし、大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車は除きます。

車載式故障診断装置（OBD）を活用した自動車検査手法

①運転支援装置 ※1
アンチロックブレーキシステム（ABS）、横滑り防止装置（ESC）、ブレーキアシスト、自動ブレーキ、車両接近通報

②自動運転機能 ※1
自動車線維持、自動駐車、自動車線変更など

③排ガス関係装置

※1 保安基準に規定があるものに限る。

※2 特定DTCとは、保安基準に不適合となる故障コードです。

対象車両
・国産車：令和3年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）
・輸入車：令和4年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）

Copyright © National Agency for Automobile and Land Transport Technology

2. OBD検査導入スケジュールの紹介

OBD検査の導入スケジュールは以下のとおりです。

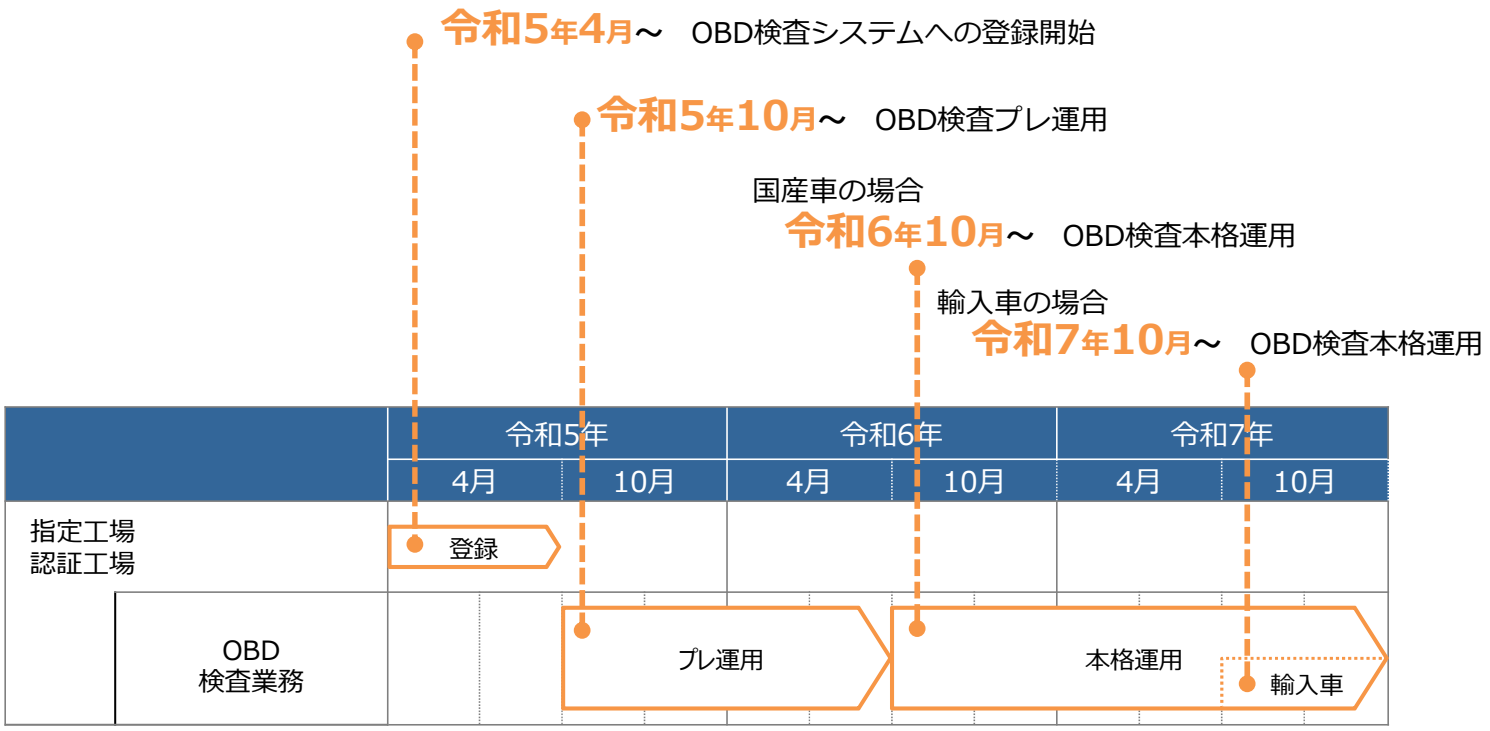

※プレ運用ではOBD検査の合否判定は必須ではありませんが、本格運用に向けて、この期間に操作習熟をお願いします。
本格運用開始以降では合否判定が必須となります。

Copyright © National Agency for Automobile and Land Transport Technology

3. OBD検査対象の車両について

Point OBD検査対象車かどうかを車検証や電子車検証で確認

以下の車両がOBD検査の対象になります（ただし、大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車を除く）。

- 国産車：令和3年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）
- 輸入車：令和4年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）

OBD検査対象車の車検証および電子車検証の備考欄には、「OBD検査対象車」（電子車検証の場合は「OBD検査対象」）などの記載があります。ただし、OBD検査の対象と記載がある車両でも、OBD検査が不要となる場合があります。

※OBD検査の要否は、特定DTC照会アプリやOBD検査結果参照システムで確認することができます。

車検証

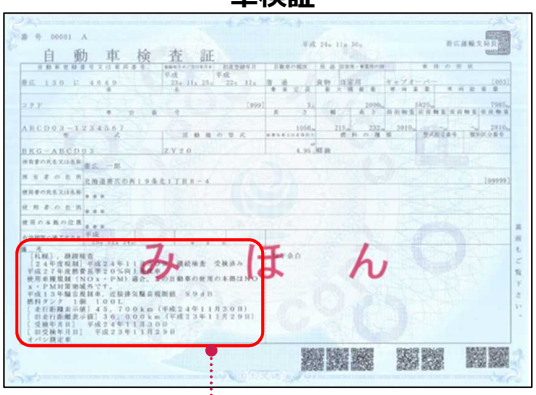

電子車検証

備考
OBD検査対象車

備考
OBD検査対象

以下の場合、OBD検査対象車であってもOBD検査不要と判定されます。

- 検査日が令和6年9月30日以前（輸入車は令和7年9月30日以前）である
- 検査日が型式指定年月日から２年を経過していない
- 検査日が初度登録年月または初度検査年月の前月の末日から起算して10ヶ月を経過していない

Copyright © National Agency for Automobile and Land Transport Technology

OBD検査対象装置

■ **かじ取り装置**
（UN R79の「高度運転者支援ステアリングシステム」に係る部分に限る。）

■ **制動装置**のうち
「走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置」

■ **制動装置**のうち
「走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置」

■ **制動装置**のうち
「緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置」

■ **衝突被害軽減制動装置**

■ **排出ガス発散防止装置**

■ **車両接近通報装置**

■ **自動運行装置**

Copyright © National Agency for Automobile and Land Transport Technology

4. OBD検査システムの紹介

Point **OBD検査システムは３つのシステム・アプリで構成される**

OBD検査に関連する業務として、以下があります。

- OBD検査を実施する事業場や利用者の登録・管理（検査実施前に行う業務）
- OBD検査の実施
- OBD検査結果の確認

これらの業務は、OBD検査業務のために開発されたOBD検査システムを利用して行います。OBD検査システムは、インターネットを経由してOBD検査用サーバーに接続して利用することができます。
OBD検査システムは、以下のシステムとアプリで構成されています。

OBD検査システム

利用者管理システム	OBD検査システムの利用申請や利用者を登録・管理するためのシステムです。
特定DTC照会アプリ	車両がOBD検査の対象であるか確認を行い、車両と通信してOBD検査の合否を判定するためのアプリケーションです。
OBD検査結果参照システム	OBD検査の結果を確認して出力したり、OBD検査の対象であるかどうかを車両情報から確認するためのシステムです。

Copyright © National Agency for Automobile and Land Transport Technology

5. マニュアルの紹介

Point OBD検査ポータルよりOBD検査業務実施時に参照するマニュアルをダウンロードできる

OBD検査で利用するアプリおよび各システムの操作を説明した、以下のマニュアルを用意しています。
操作に困ったときなどにマニュアルを参照してください。

利用者管理システム操作マニュアル

OBD検査業務開始前の事前準備の際の事業場や利用者（工員または検査員）、OBD検査業務開始後の事業場や利用者（工員または検査員）の管理について説明しています。

特定DTC照会アプリ操作マニュアル

車両のOBD検査の要否確認、OBD検査の実施手順、OBD検査結果の確認について説明しています。

OBD検査結果参照システム操作マニュアル

OBD検査の前後に検査結果を確認したり、問い合わせに応じてOBD検査の対象型式かどうかを確認する操作について説明しています。

マニュアルは、OBD検査ポータルよりダウンロードができます。または、各システムにログイン後、「FAQ（よくあるご質問）」より確認できます。

Copyright © National Agency for Automobile and Land Transport Technology

6. OBD検査の開始にあたり準備するもの

Point 事前にインターネット環境や各種機器、クライアント証明書、特定DTC照会アプリの準備が必要

環境・機器の準備

通信環境および検査で使用するPCまたはタブレット、検査用スキャンツールなどの機器を準備する必要があります。
PCまたはタブレット、検査用スキャンツールには、クライアント証明書をインストールする必要があります。また、検査用スキャンツールには、特定DTC照会アプリをインストールする必要があります。OBD検査の導入スケジュールに合わせて、ご準備ください。

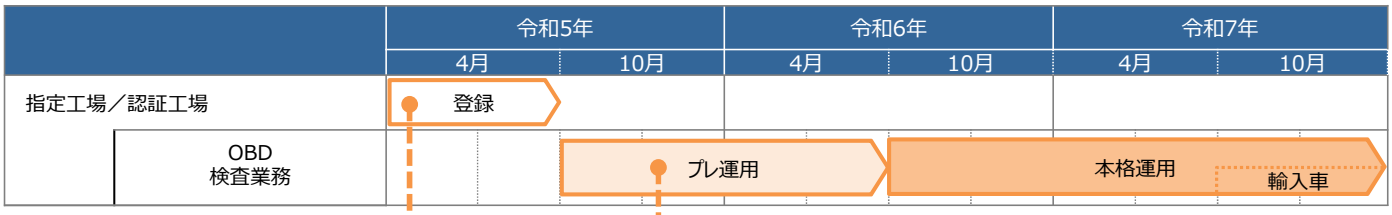

令和5年4月～

利用者管理システム／OBD検査結果参照システムで必要なもの

インターネット環境

PC

※1

Windows 10以上

令和5年10月～

特定DTC照会アプリで必要なもの

インターネット環境

検査用スキャンツール※

※1

Windowsがインストールされたパソコンまたはタブレット

VCI

二次元コードリーダ

ICタグリーダ

車検証読み取り用
手入力も可能なため、必要に応じて準備

※検査用スキャンツールは、OBD検査に対応した機器を使用する必要があります。
対象機器の詳細については、日本自動車機械工具協会のホームページを参照のうえ各自ご準備ください。

※1：1台の端末で特定DTC照会アプリ／利用者管理システム／OBD検査結果参照システムを使用することもできます。

Copyright © National Agency for Automobile and Land Transport Technology

7. OBD検査の事前準備、業務の流れ

Point　OBD検査の事前準備⇒OBD検査の実施

OBD検査の事前準備の流れ

OBD検査の事前準備は、利用者管理システムを利用して行います。

普段の業務（OBD検査）の流れ

OBD検査は、特定DTC照会アプリを利用して行います。

▶ OBD検査結果参照システムを利用して、OBD検査結果を確認します。

Copyright © National Agency for Automobile and Land Transport Technology

8. OBD検査の実施概要

Point　DTC（故障コード）を読み取り、サーバーで判定した結果を確認する

OBD検査は、車両に検査用スキャンツールを接続し、特定DTC照会アプリを利用して行います。車両から読み出したDTC（故障コード）を特定DTC照会アプリからOBD検査用サーバーに送り、OBD検査用サーバーが合否を自動判定します。その後、検査結果を特定DTC照会アプリで確認します。

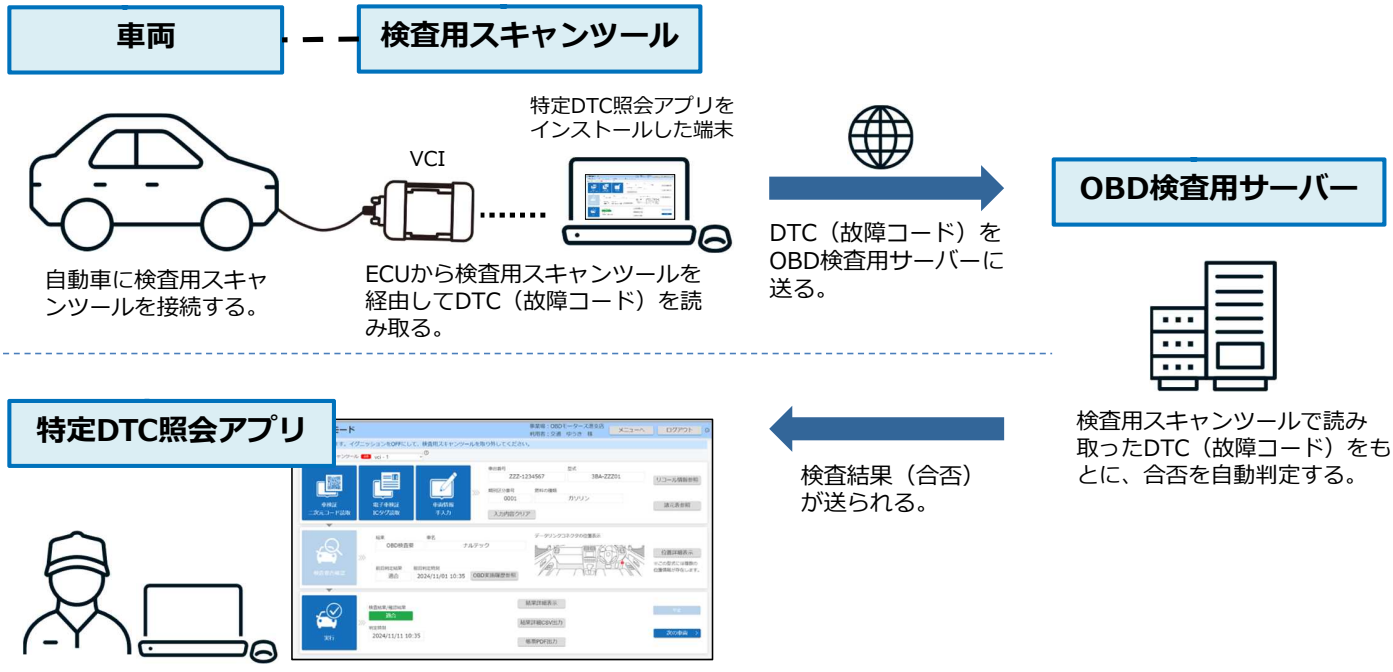

Copyright © National Agency for Automobile and Land Transport Technology

OBD検査における注意点

- OBDコネクタに外部出力器等の機器類が装着されている場合、OBD検査の結果に影響がある場合があるので、それらを取り外し何も取り付けられていない状態で検査用スキャンツールを接続して下さい。

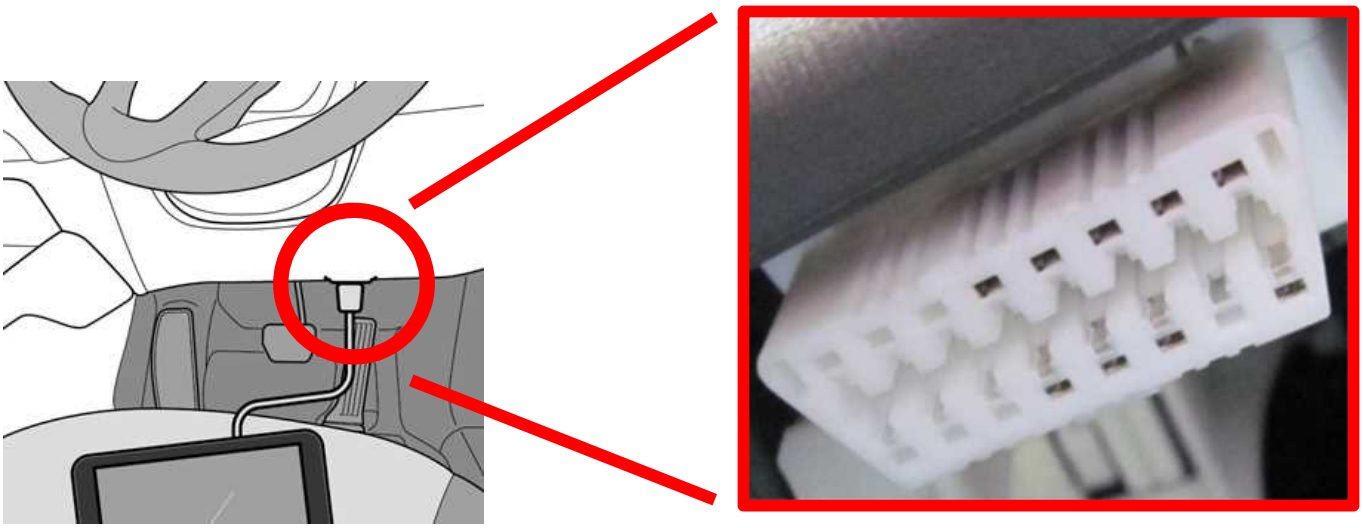

OBDコネクタ

Copyright © National Agency for Automobile and Land Transport Technology

9. ポータルの紹介

Point **OBD検査システムへのログインやOBD検査に関する情報の閲覧ができる**

OBD検査に関する情報発信、学習支援メニューとして、「OBD検査ポータル」を設置しています。
OBD検査ポータルでは、OBD検査システムへのログイン、マニュアルの確認、動画による自主学習、お知らせの確認、チャットボットでの問い合わせができます。また、検査用スキャンツールに関する情報が掲載されていますので、検査用スキャンツールに関するお問い合わせがあった際も情報を確認することができます。

https://www.obd.naltec.go.jp

Copyright © National Agency for Automobile and Land Transport Technology

参考：OBD検査ポータルへのQRコード

OBD検査ポータル
https://www.obd.naltec.go.jp/

OBD検査ポータル（各種マニュアル）
https://www.obd.naltec.go.jp/mainte/manual/#download-link

OBD検査ポータル（よくある質問（FAQ））
https://www.obd.naltec.go.jp/faq/

OBD検査ポータル（システム利用申請・インストール）
https://www.obd.naltec.go.jp/mainte/beginner/#apply-for-system-use

Copyright © National Agency for Automobile and Land Transport Technology

お問い合わせ先

本システムについてのお問い合わせ先は以下になります。

お問い合わせ先：**OBD検査コールセンター**

電話番号：0570-022-574
対応時間：9時00分～17時00分（12月29日から1月3日を除き、年中無休）

Copyright © National Agency for Automobile and Land Transport Technology

受検者のみなさまへのお知らせとお願い

■OBD検査の対象車を受検する場合は、 運転者席下部などにあるデータリンクコネクタには何も取り付けられておらず、検査用スキャンツールを接続できる状態で受検してください。
また、必要に応じ、データリンクコネクタ附近のカバー類の取外しにご協力ください。

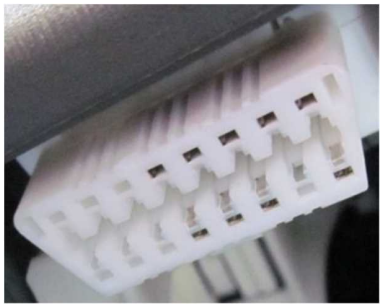

データリンクコネクタ

Copyright © National Agency for Automobile and Land Transport Technology

【参考】OBD検査の基準は？

■OBD検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出した結果、事例欄に該当する場合は、保安基準不適合となります。

装置の種類	事例
排出ガス関係装置 **（排出ガス発散防止装置）**	・OBD検査対象装置の車載式故障診断装置が正常に機能するために十分な電圧が確保されていないもの ・警告灯を点灯させるための信号（MIL信号）が出力されているもの ・1つもレディネスコード（故障診断の前提条件が成立していることを示すコード）が記録されていないもの ・当該装置に係る特定DTC（OBD検査対象装置が細目告示第一節に規定する基準に適合しなくなると識別できるコード）が1つ以上記録されているもの ・上記項目に該当するかどうかの判定に必要な情報がOBD検査対象装置の車載式故障診断装置から読み出せないもの
安全関係装置 **（排出ガス発散防止装置以外の装置）**	・当該装置に係る特定DTCが1つ以上記録されているもの

Copyright © National Agency for Automobile and Land Transport Technology

自 動 車 技 術 総 合 機 構 からのお知らせ

～秩序維持のための遵守事項について～

自動車機構の敷地等において、秩序を維持する観点から、受検者等の方は次の事項を遵守してください。

遵守しない場合は、必要に応じて、公務執行妨害行為や不退去罪等として警察へ通報するなどの、厳正な措置を行います。

① 検査担当者等に対し、暴力、暴言、脅迫、威迫、不当な要求等の行為をしないこと。

② 検査担当者等に対し、合格、説明及び検査の強要をしないこと。

③ 検査機器、検査設備等を損傷させ又は破壊しないこと。

④ 敷地等において、座り込み、立ちふさがり又は自動車並びに物品の放置その他の迷惑行為をしないこと。

⑤ 受検車両の運転者（1 名に限る。）以外の者は、検査担当者等の許可なく検査コースに立ち入らないこと。

⑥ 敷地等において、検査担当者等の許可なく自動車を 4km/h を超える速度で運行しないこと。
また、急発進や急停止をしないこと。

⑦ 検査担当者等の許可なく敷地等において、指示された経路以外で自動車を運行しないこと。

⑧ 検査担当者等の許可なく受検車両以外の自動車を検査コースに入場させないこと。

⑨ 敷地等において、自動車の整備等をしないこと。

⑩ 検査担当者の許可なく検査機器、検査設備等を使用しないこと。

⑪ 凶器、爆発物等の危険物（自動車の燃料タンク内にある燃料を除く。）、旗、のぼり、プラカード類を敷地等に持ち込まないこと。

⑫ 検査担当者の許可なく、拡声器等の放送設備を使用し、騒音を発しないこと。

⑬ 現車審査中の検査担当者又は事前書面審査の窓口担当者に対して、検査担当者等の許可なく、自身が現に受検又は届出している車両に関すること以外の内容について話しかけないこと。

⑭ 相談等について、検査担当者等から場所や日時などを指定された場合にはその指示に従うこと。

⑮ 他の受検車両の状態や他の受検者等の相談等に対し、干渉しないこと。

⑯ 検査担当者の許可なく審査中又は敷地等に所在している間は、携帯電話及び受検車両の検査に関係ない電子機器類は操作及び使用しないこと。

⑰ 審査中又は敷地等に所在している間は、喫煙しないこと。

⑱ 検査担当者の許可なく敷地等の撮影、録画又は録音をしないこと。

⑲ 検査担当者等が審査業務を的確で厳正かつ公正に実施するために必要な事項について指示をした場合は従うこと。

⑳ その他審査業務上又は敷地等の管理上の支障となる行為をしないこと。

自 動 車 技 術 総 合 機 構 からのお知らせ

～検査実施のための遵守事項について～

自動車機構の敷地等において、的確で厳正かつ公正な検査を実施する観点から、受検者等の方は次の事項の遵守をお願いします。遵守しない場合は、審査を中断します。また、必要に応じて、警察へ通報するなどの厳正な措置を行うことがあります。

① 受検車両については次に掲げる状態とすること。
- ア 泥、雪等の付着がなく、装置等の確認ができる状態
- イ 汚れ等の付着がなく、車台番号及び原動機の型式の打刻等が確認できる状態
- ウ 排気管にプローブが挿入できる状態
- エ 荷台等に物品等が積載されていない状態
- オ 座席、座席ベルト、非常信号用具及び消火器等が確認できる状態
- カ 窓ガラスが取外されていない状態
- キ 全ての車輪のホイールキャップ又はセンターキャップを取外した状態
- ク 灯火器等に装着されているカバー等を取外した状態
- ケ 走行距離計は総走行距離（オドメータ）を表示した状態
- コ エンジンルーム内の審査を行う際には、原動機を停止し、ボンネット（フード）を開け又はキャビンを上げて支持棒等により保持した状態
- サ 窓ガラスの審査を行う際には、窓ガラスを閉じた状態
- シ 寸法及び重量を計測する場合にあっては、スペアタイヤ、予備部品、工具その他の携帯物品を取外した空車状態
- ス 脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、必要本数のスタンションを装着した状態
- セ 軽油を燃料とする自動車にあっては、アクセルペダルのストッパボルト又はアクセルワイヤの改造等により当該原動機の最高回転数を一時的に低下させていない状態
- ソ 専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車であって積載物の飛散を防止するための装置を装着している場合には、次に掲げる状態（審査事務規程 7-6-1(1)④に定める安定性の審査を除く。）
  - （ア） 積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備えている場合には、固定させた状態
  - （イ） 積載物の飛散を防止するための装置が電力によって作動し、かつ、任意の位置で停止させることができる場合には、垂直位置又は垂直位置より荷台内側へ傾斜している位置で停止させた状態
  - （ウ） （ア）又は（イ）に該当しない積載物の飛散を防止するための装置にあっては、荷台内側方向に格納させた状態
- タ OBD 検査対象車にあっては、当該自動車のデータリンクコネクタには何も取付けられておらず、検査用スキャンツールを接続できる状態

② 受検車両の検査コース又は審査場所について、検査担当者からの指示があった場合にはその指示に従うこと。

③ 受検中は自動車検査票を保持すること。

④ 検査担当者からの指示により、警音器、方向指示器等灯火器又は窓ふき器等を作動させること。
また、指示がある場合以外はこれら装置を作動させないこと。

⑤ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者からの指示により、原動機の始動及び停止（ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車にあっては整備モードへの移行等によるアイドリング状態の維持を含む。）を行うこと。

⑥ 排気管に一酸化炭素・炭化水素測定器のプローブを入れたまま、原動機の始動又は原動機回転数の上昇を行わない

こと。

⑦ 受検車両の構造・装置に応じ検査機器の申告ボタンの操作を行うこと。

⑧ 検査コース内における受検車両の移動、停止位置での停車を行うこと。

⑨ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者の指示に応じテスタ等への乗り入れ、脱出及び前照灯の点灯操作等を行うこと。

⑩ 記録器のある検査コースにおいては記録器による検査結果の記録を行うこと。

⑪ 検査コースでの審査が終了又は中断したときは、個別の審査結果にかかわらず、その都度、総合判定室に立ち寄ること。

また、総合判定を受けたあとは自動車検査票を運輸支局等の窓口に提出すること。

⑫ 検査担当者がエア・クリーナのカバーの取外しを指示した場合は、当該カバーを取外すこと。

⑬ 3次元測定・画像取得装置を使用して画像の撮影及び諸元測定を行っている場合は、受検車両以外の写り込みを防ぐため受検車両の近傍に近寄らないこと。

⑭ 検査担当者からの指示により、牽引自動車と被牽引自動車を連結又は分離すること。

⑮ ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車の場合、排気ガス検査の際には、整備モードへの移行等によりアイドリング状態を維持すること。

⑯ トラクションコントロール装置、横滑り防止装置、坂道発進補助装置等の装置を装着している場合、検査コースに進入する前に当該装置の作動状態を確認するとともに、必要に応じその機能を解除すること。

⑰ 検査担当者がデータリンクコネクタ附近のカバー類の取外しを指示した場合は、当該カバー類を取外すこと。

検査場を利用する皆様へ

ピット進入時は注意！

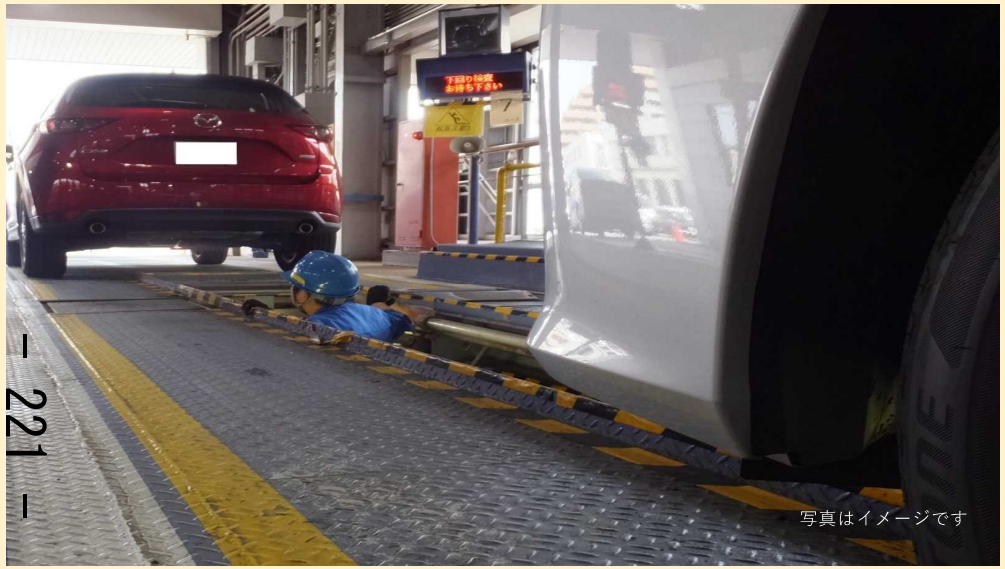

車両を移動させる際には、
前方の安全をしっかり確認
下回りピットでは、開口部に注意
してください。

3月14日（火）は「事故ゼロの日」

独立行政法人
自動車技術総合機構

受検者のみなさまへ
事故防止に関するお知らせ

クレーンブーム等の
格納忘れ
による事故が多発しております

クレーンブーム等を「上げたら」
「格納」されていることを「確認」
してから前進してください。

5月9日（火）は「事故ゼロの日」

独立行政法人
自動車技術総合機構

検査場を利用する全ての皆様へ

◆車からおりるとき…
◆アクセルを踏んでふかすとき…

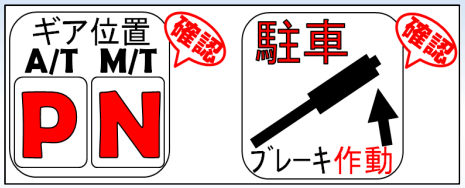

ギヤの位置 確認しましたか？

ギヤが入ったままだと…
思わぬ事故を招きます

9月12日（火）は「事故ゼロの日」

NALTEC 独立行政法人自動車技術総合機構

検査場を利用する皆様へ

受検者がピット開口部から転落する事故が発生しています。

基本的に受検車両から降りないでください。
やむを得ず車両から降りた際には、
足もとに十分注意して歩行してください。

１１月１４日（火）は「事故ゼロの日」

NALTEC 独立行政法人自動車技術総合機構

運転操作ミスに起因する

ヘッドライトテスタ

に衝突する事故が多発しております！

車両から降りる時、アクセルを踏んでふかす時には、**ギア位置確認！！**及び**駐車ブレーキの作動確認！！**を必ずお願いします！

NALTEC 独立行政法人 自動車技術総合機構

検査場を利用する皆様へ

タイヤ、ホイールの損傷事故が発生しております

幅が広い車両や**扁平タイヤ装着車両**は、入場前に職員にお申し出ください。

NALTEC 独立行政法人自動車技術総合機構